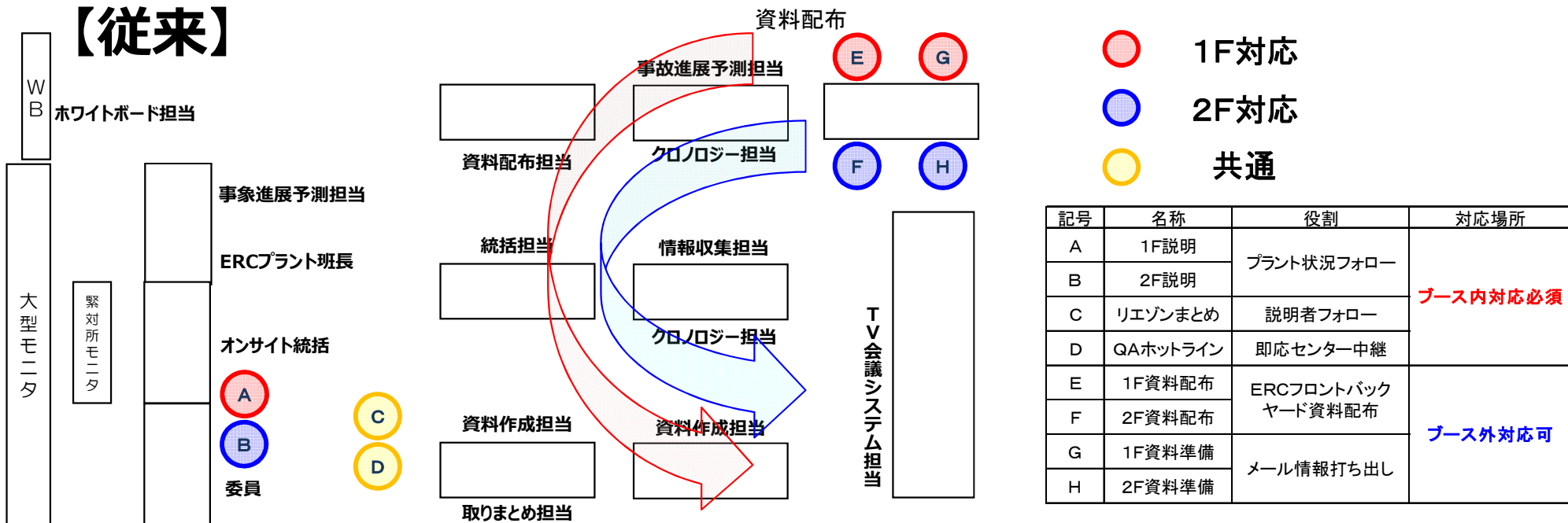
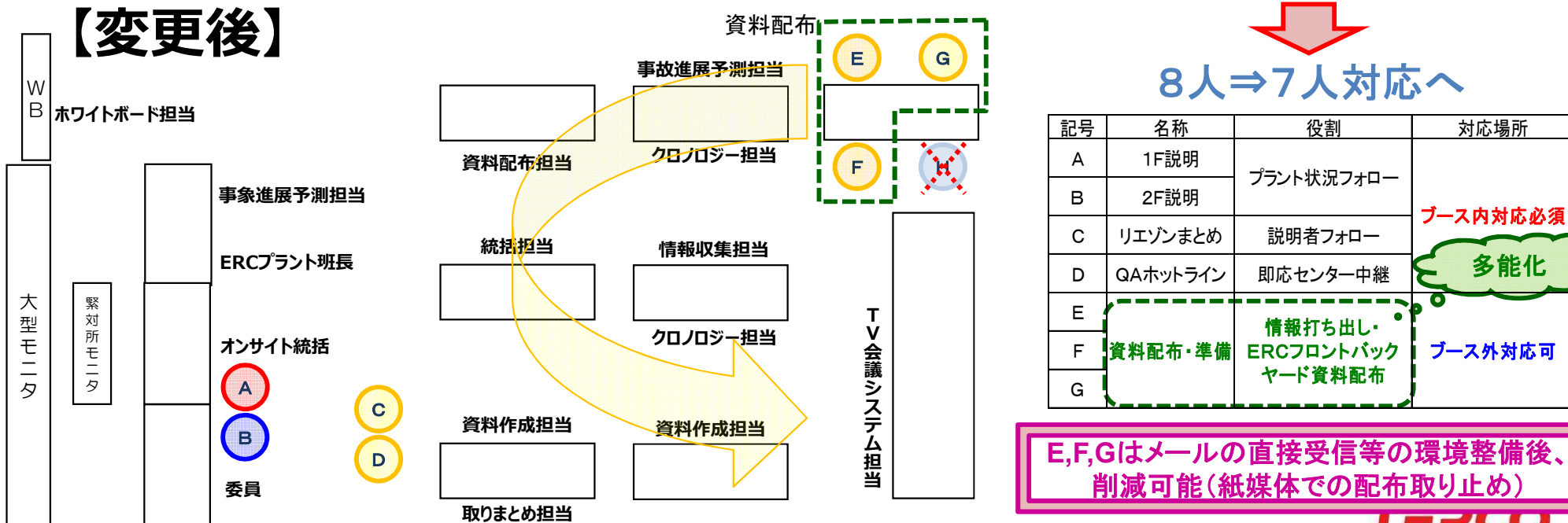


当社リエゾンのERCプラント内配置

【従来】



【変更後】

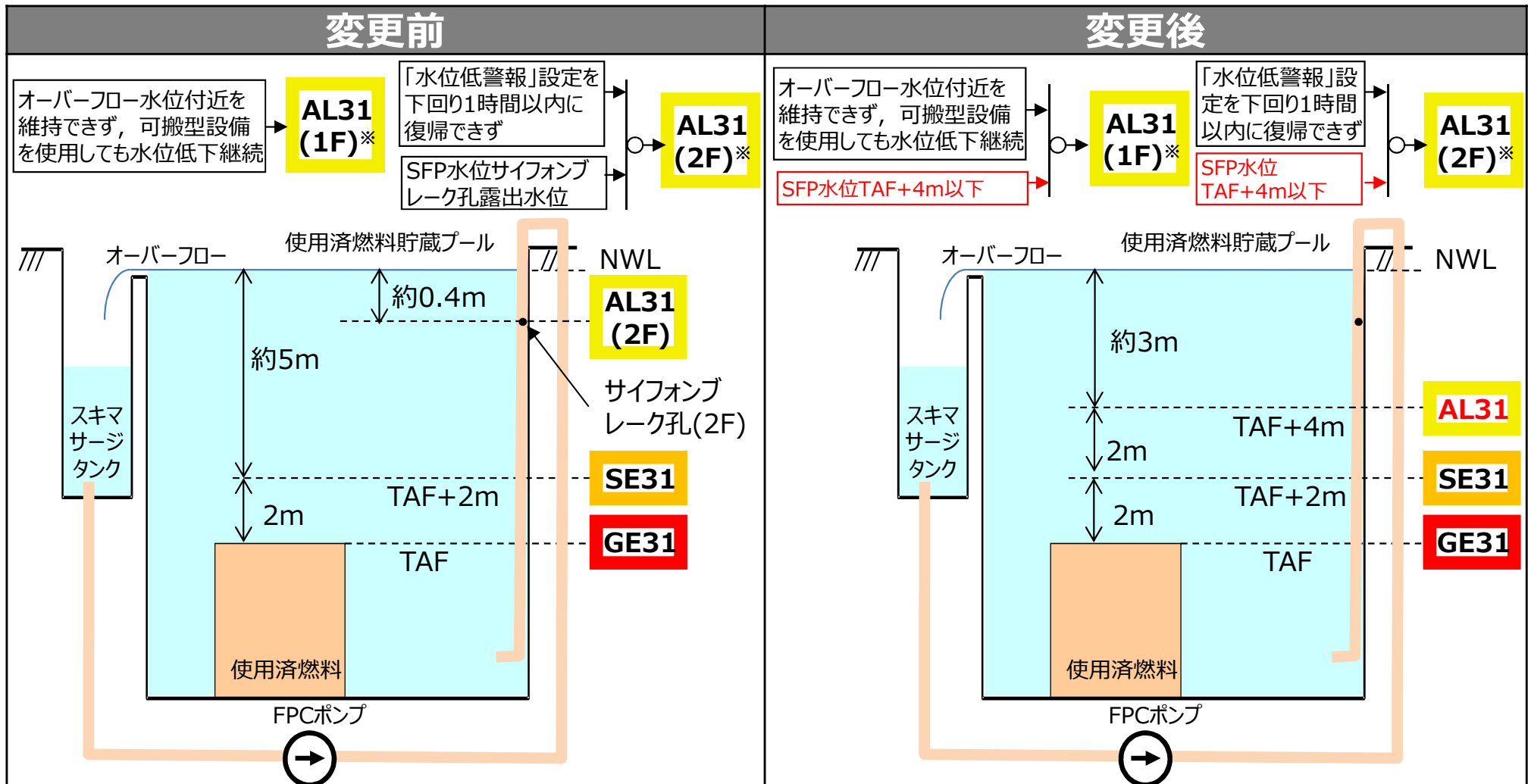


変更内容

EALの見直し(1F,2FのSFP水位)

- 1F,2FのAL31の基準については、現在の基準をベースにSFP水位がTAF+4m以下に達した場合は、継続時間無しで該当する運用に変更

1F,2FのSFP水位に関するEAL基準



※ AL31はこの他にも使用済燃料貯蔵プール水位が24時間以上確認できない場合も該当

(原子力事業者防災業務計画P. II -18参照)

判断フロー

___号機

判断時刻
: _____

「燃料頂部から上方4m」まで水位が低下 (目視又は評価で確認)

① 確認手段

SFPからの漏えい量が30m³/h以上 ※1

通常補給による注水不可 ※2

SFPの漏えい有り

燃料プール水位測定不能

24時間以上継続

AL31

EAL番号	AL31	BWR
EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	
規制庁解説	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状況にあるときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>	

事業者解釈

- (1)「水位を維持できないこと」とは、漏えい又は蒸発などにより使用済燃料貯蔵槽の水位がオーバーフロー水位付近であることを満足できず、可搬型を含む全ての設備による貯蔵槽への水補給を行っても水位低下傾向が止まらない状態、又は**照射済燃料集合体の頂部から上方4mの水位に達することを目視又は評価により確認した場合**をいう。
- (2)「一定時間以上測定できないこと」とは、水位を維持できないことが疑われる状況（漏えい等を確認）において、何れの手段によっても一定時間以上当該貯蔵槽の液面の位置が確認できない状態をいう。なお、一定時間とは24時間を目安とする。
- (3)使用済燃料共用プールは本基準を適用する。
- (4)本基準は**照射**使用済燃料集合体**が**使用済燃料貯蔵槽内に存在しない場合には適用されない。

※1：通常補給を行っても水位が回復しない漏えい量

※2：1～3号機は既設送水ポンプ、5・6号機は復水移送ポンプ、共用プールは補給水ポンプ

号機

判断フロー
(原子力事業者防災業務計画P. II -18参照)

判断時刻

SFP水位「水位低警報発生」

①備考

1時間で水位低警報クリアせず

②備考

SFP水位がTAF+4mまで低下 (仮設水位計当該水位No.6露出)

③備考

SFP水位不明 (水位の確認ができない状態)

④備考

24時間以上継続

⑤継続時間

AL31

(注) 照射済燃料集合体の頂部を「TAF」と表記している

EAL番号	AL31	BWR
EAL略称	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	
EAL	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。(※1)	
事業者解釈	<p>(1)「水位を維持できないとき」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が漏えい又は蒸発などにより「水位低警報」設定水位を下回り、可搬型を含む全ての設備による水補給を行っても1時間以内に水位が復帰できない状態、又は照射済燃料集合体の頂部から上方4メートルとなる数値を検知した状態をいう。 照射済燃料集合体の頂部から上方4メートルとなる水位とは水位計の接点No. 6が露出した状態をいう。</p> <p>(2)「水位を一定時間以上測定できないとき」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により液面の位置が確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。</p>	

(※1) 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)

規制庁解説

通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。

また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから、併せて警戒事態の判断基準とする。

「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。

「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと又は維持できないおそれがある場合をいう。